

## 高等学校施設整備指針改正案 新旧対照表

凡例:

下線部分 は今回改正する部分

黄色着色部分 は報告書記載事項のうち、現行の指針で対応済み部分

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 学校施設整備の基本的方針</p> <p>4 健康的かつ安全で豊かな施設環境</p> <p>生徒等の学習及び生活の場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障害のある生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要である。</p> <p>また、生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送ることができ、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成することができるよう、生活の場として快適な居場所を計画することが重要である。</p> <p>さらに、それぞれの地域の自然や文化性を生かした快適で豊かな施設環境を確保するとともに、環境負荷の低減や自然との共生等を考慮することが重要である。</p> <p>5 地域の人材育成、生涯学習の場としての役割やまちづくりにも配慮した施設</p>	<p>4（略）</p>	<p>&lt;共通&gt;防災対策全体の記載</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>周辺地域の状況等を踏まえ、必要に応じ大学や企業等とも連携の上、地域の産業等を担う人材育成や地域住民の生涯学習の場など地域の中核としての役割を果たすことが重要である。</p> <p>また、施設のバリアフリー化を図ること、地域の防災拠点としての役割も果たすこと、さらに、まちづくりとの関連に配慮しつつ、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することが重要である。</p> <p>第2節 学校施設整備の課題への対応 第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備 3 耐震性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせた計画とすることが重要である。</p> <p>（新設）</p>	<p>周辺地域の状況等を踏まえ、必要に応じ大学や企業等とも連携の上、地域の産業等を担う人材育成や地域住民の生涯学習の場など地域の中核としての役割を果たすことが重要である。</p> <p>また、施設のバリアフリー化を図ること、地域の避難所又は緊急避難場所（以下「避難所等」という。）としての役割も果たすこと、さらに、まちづくりとの関連に配慮しつつ、景観や町並みの形成にも貢献できる施設として計画することが重要である。</p> <p>3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保</p> <p>(1)地震発生時において、生徒等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、<u>非構造部材も含め</u>、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。</p> <p>(2)学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、生徒等が津波等から緊急避難場所※へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路※の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所としての利用について記載</p> <p>用語の適正化（防災拠点→避難所等）</p> <p>&lt;避難所&gt;耐震性の確保 &lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p> <p>&lt;津波&gt;津波に対する安全対策を選定し実施することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(2)学校施設は、<u>地震等の災害発生時には地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、このために必要となる機能も計画することが重要である。</u></p>	<p><u>これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化※を検討し、実施することが重要である。</u></p> <p><u>※緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設又は場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4関係）</u></p> <p><u>※避難経路・・・ある場所から避難目標地点まで最短時間で、かつ安全に到達できる道筋。一方、避難路とは、避難経路となる道路、通路、避難階段そのものをいう。</u></p> <p><u>※津波等対策における高層化・・・校舎等建物の屋上や上層階を生徒等の緊急避難場所とするために、屋内運動場との重層化や他の公共施設との複合化等により、本来、教育機能として必要な階数以上の階を有する建物を整備することをいう。</u></p> <p><u>(3)学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。</u></p> <p><u>(4)学校施設は、災害時には地域の避難所※としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間でお互い</u></p>	<p>&lt;津波&gt;校舎等の屋上等への避難を想定する場合、津波により構造耐力上支障が生じないことが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;基本的な考え方</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 施設のバリアフリー対応</p> <p>(1)障害のある生徒，教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように，障害の状態や特性，ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際，スロープ，手すり，便所，出入口，また必要に応じエレベーター等の計画に配慮することが重要である。</p>	<p><u>の役割を明確にしながら，避難所として必要となる機能を，障害者，高齢者，妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画することが重要である。その際，教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。</u></p> <p><u>※避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等や，災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設(災害対策基本法第 49 条の 7 関係)</u></p> <p><u>(6)学校施設の防災対策は，運営体制や訓練等のソフト面での取組と一体的に実施することが重要である。その際，防災担当部局，学校設置者，学校，自主防災組織，地域住民等と連携しながら取組を進めることが重要である。</u></p> <p><u>(7) 施設自体が防災教育の教材として活用されるよう，各階に標高表示を設置する等，日頃から生徒等に津波等災害の危険性の意識づけを考慮して計画することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>&lt;共通&gt;防災機能の整備と防災教育等との連携</p> <p>&lt;共通&gt;防災機能の整備と防災教育等との連携</p> <p>&lt;避難所&gt;段差の解消，手すりの設置などのバリアフリー化が重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害発生時には<u>地域住民の応急的な避難場所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)<u>既存学校施設のバリアフリー化についても、障害のある生徒の在籍状況等を踏まえ、所管する学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進することが重要である。</u></p> <p>(4)学校施設のバリアフリー化に当たっては、施設の運営・管理、人的支援等のサポート体制との連携等を考慮して計画することが重要である。</p> <p>6 環境との共生</p> <p>(1)ライフサイクルを通じた環境負荷の低減や、自然との共生等を考慮した施設づくりを行うことが重要である。</p> <p>(2)施設自体が環境教育の教材として活用されるよう、また自然と触れ合う機会が増えるよう計画することが重要である。</p> <p>(3)学校施設における温室効果ガスの排出量を削減するため、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房等の設備機器の高効率</p>	<p>(2)学校の教育活動への地域の人材の受入れなど様々な人々が学校教育に参加すること、地域住民が生涯学習の場として利用すること、地震等の災害時には<u>地域の避難所</u>としての役割を果たすこと等、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>&lt;避難所&gt;用語の修正</p> <p>&lt;避難所&gt;バリアフリー化を進めておくことが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>化を図ることが重要である。</p> <p>(4)太陽光や太陽熱，風力，バイオマス※など再生可能エネルギーの導入，緑化，木材の利用等については，環境負荷を低減するだけでなく，環境教育での活用や地域の先導的役割を果たすという観点からも望ましい。</p> <p>※バイオマス・・・動植物に由来する有機物である資源。（原油，石油ガス，可燃性天然ガス及び石炭を除く。）</p> <p>（新設）</p> <p>(5)省エネルギーやごみのリサイクルの推進等，日常的に環境問題に対して主体的な取組が促されるよう配慮して計画することが望ましい。</p> <p>第5 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力</p> <p>(1)学校施設の計画は，学校・家庭・地域の連携に基づく生涯学習の基盤として，関係者の参画により，総合的かつ長期的な視点から策定することが重要である。</p> <p>(2)専門的知識・技術を持つ地域の諸機関，企業等の様々な人材を受け入れ，教育活動への多様な活力</p>	<p>(4) (略)</p> <p><u>(5)断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上，設備機器の高効率化，再生可能エネルギーの導入等は，災害時に避難所となる場合においても良好な温熱環境を確保する観点から有効である。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所の居住スペースとなる部分は断熱化を図っておくことが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>の導入・活用を促すための諸室についても計画することが重要である。</p> <p>(3)地域における大学や他の高等学校・中学校との学校間連携，インターンシップ，ボランティア活動等を考慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(4)地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</p> <p>(5)他の文教施設等の整備状況等を勘案しつつ，必要に応じ，これらの施設との適切な役割分担や施設等の相互利用・共同利用等を通じ有機的な連携について計画することが望ましい。また，他の文教施設等との情報ネットワークを構築することも有効である。</p> <p>（新設）</p> <p>(6)地域に開かれた学校づくりの観点から，学校としての取組や学習活動の成果等について，保護者や地域住民など外部へ情報発信できるよう計画することが重要である。</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1)社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)他の学校や公共施設との間で，避難所としての防災機能の分担を行うことも有効である。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(1)社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との</p>	<p>&lt;避難所&gt;学校間や他の公共施設との間で，避難所としての防災機能の分担を行うことは有効。</p> <p>&lt;避難所&gt;地域コミュニティの拠点とし</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>複合化について計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、<u>地域の防災拠点としての役割</u>について計画する場合は、学校施設における生徒の防災意識の向上に寄与し、学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)多様な利用者を考慮し、防犯対策等の安全管理、バリアフリーに配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(3)合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。</p> <p>第3節 学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な視点からの計画の策定</p> <p>(1)地域の高等学校施設整備計画や文教施設整備計画等との整合（略）</p> <p>(2)生徒数の動向等に応じた適切な学校規模の設定（略）</p> <p>(3)高等学校教育改革や再編整備計画との整合（略）</p> <p>(4)総合的な視野からの計画策定</p>	<p>複合化について計画する場合は、学校施設における生徒の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、<u>地域の避難所等としての機能</u>を計画する場合は、学校施設における生徒の防災意識の向上に寄与し、学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>ての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p> <p>用語の適正化</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>①長期的に施設を活用できるよう、将来の教育内容の変化や維持管理のしやすさも含めた施設の長寿命化を考慮した計画とすることが重要である。</p> <p>②施設の一部の増改築や改修の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から、既存施設の有効活用を含めて計画することが重要である。</p> <p>③施設計画に係る予算科目、所管部課、整備時期等が異なる場合においても相互に十分調整し、総合的に計画することが重要である。</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)教育活動の内容分析とその条件化（略）</p> <p>(2)共通学習空間機能の設定（略）</p> <p>(3)コンピュータ、視聴覚機器等の活用とその条件（略）</p> <p>(4)学校生活の分析とその条件設定（略）</p> <p>(5)生徒指導、教育相談、キャリア・カウンセリング（進路相談、履修指導）に対応する施設機能の設定（略）</p> <p>(6)部活動等に対応する施設機能の設定（略）</p> <p>(7)管理・運営のための施設機能の設定（略）</p> <p>(8)地域住民の学習活動に対応するための機能の設定（略）</p>	<p>①（略）</p> <p>②増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8)（略）</p>	<p>&lt;老朽化対策&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(9)学校間連携及び地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>①連携先の大学や高等学校等との役割分担や連携方法等について十分検討し、必要な施設機能を設定することが重要である。</p> <p>②連携先の大学や高等学校を始め地域内の文教施設との有機的な連携について検討し、必要に応じ、これらの施設と相互利用・共同利用することを踏まえ、当該高等学校の施設機能を設定することが重要である。</p> <p>③中学校との併設を計画する場合は、学習・生活における相互の関係について十分検討し、それぞれの学校段階にふさわしい学習・生活環境の確保に留意し、必要な施設機能を設定することが重要である。また、併設する際には、できるだけ同一敷地内とするなど、学校間の距離について配慮することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>(10)室構成の決定（略）</p>	<p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p><u>④学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強化する観点から、社会教育施設や高齢者福祉施設等との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</u></p> <p>(10)（略）</p>	<p>＜避難所＞地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備は、地域の防災力の強化にもつながっていくことから、図書館や公民館等との複合化を行うことも有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>4 計画的な整備の実施</p> <p>(1)計画プロセスの重視（略）</p> <p>(2)長期間有効に使うための施設整備の実施</p> <p>①学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、日常の点検・補修及び定期的な維持修繕が必要であり、これらを行いやすい計画とすることが重要である。</p> <p>②建物構造体を堅固につくり、室区画や室仕上げは将来の学習内容・学習形態の変化に応じて変更可能とすることや、設備の交換・補修を容易にすること等、長期間建物を有効に使える計画とすることが重要である。</p> <p>③情報技術の進展をはじめとする将来のニーズや機能の変化を見込んで、改修しやすい施設となるよう計画することも有効である。</p> <p>④学校施設を常に教育の場として好ましい状態に維持するためには、教職員・生徒・保護者・地域住民等からの要望を踏まえて、適切な学習・生活空間を計画することが望ましい。</p> <p>（新設）</p>	<p>(1)（略）</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤改築より工事費を抑えながら改築と同等の教育環境を確保でき、排出する廃棄物も少ない長寿命化改修※を積極的に取り入れていくことが重要である。</p> <p>※長寿命化改修・・・物理的な不具合を直し建物の</p>	<p>&lt;老朽化対策&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(3)関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>①特色ある学習内容や教育方法等を反映し、地域と連携した学校運営が行われるよう、<u>当該学校施設の整備に係る教職員や生徒等利用者を含む関係者の間で、企画の段階から十分な意見交換の場と機会を設け、理解と合意の形成に努めることが重要である。</u>その際、学校建築や情報システムの専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p><u>また、より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u></p> <p><u>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</u></p> <p>②開放施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前から地域住民と十分協議することが重要である。</p>	<p><u>耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修方法。</u></p> <p>①（略）</p> <p>②開放施設の利用内容・方法や管理方法、当該学校施設が周辺地域に及ぼす騒音・交通・じんあい等の影響、災害時の対応などについて、事前から地域住民と十分協議することが重要である。<u>特に、避難所となる場合は、避難所開設時における学校施設の利用方法や、教育活動の早期再開に向けた対応について、地域住民や防災担当部局と十分協議することが</u></p>	<p>＜共通＞地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p>＜共通＞地域住民や児童生徒等の意見も取り入れつつ整備を進めることが望ましい。</p> <p>＜避難所＞具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠。また、学校教育活動の早期再開が重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(4)整備期間中の学習・生活環境の確保</p> <p>整備期間中においては、適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、生徒の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないように十分留意することが重要である。</p> <p>特に、情緒障害、自閉症又はADHD等の障害のある生徒がいる場合は、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮することが重要である。また、必要に応じ適切な仮校舎を確保することも有効である。</p> <p>第2章 施設計画 第1節 校地計画 第1 校地環境 1 安全な環境</p> <p>(1)地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。</p> <p>(2)建物、屋外運動施設等を安全に設定できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。</p> <p>(3)危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合</p>	<p><u>重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;津波に対して安全であることが重要。</p> <p>&lt;津波&gt;高台移転を行う場合は、過大な造成を避けることが望ましい。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。</p> <p>(4)校地に接する道路の幅員，接する部分の長さ等を考慮し，緊急時の避難，緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。</p> <p>(5)死角等が生じない，見通しの良い地形であることが望ましい。</p> <p>第2 周辺環境</p> <p>2 教育上ふさわしい環境</p> <p>(1)社会教育施設や社会体育施設など，共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。</p> <p>(2)学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し，立地を計画することも有効である。</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4)興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち，業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。</p> <p>(5)射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗<u>関連</u>特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> <p>&lt;法改正に基づく修正&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>重要である。</p> <p>(6)その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。</p> <p>第3 通学環境</p> <p>1 通学区域・通学方法，通学路との関連</p> <p>(1)校地は，生徒の分布，通学距離，通学経路の安全性，登下校時の混雑や騒音等による周辺地域への影響その他の事情を十分考慮し，通学区域・通学方法の設定との関連に留意して選定することが望ましい。</p> <p>(2)敷地が複数にわたる場合や寄宿舎を設ける場合，あるいは，学校間連携を行う場合等においては，適切な移動経路・方法を設定することが望ましい。</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>2 建物構成</p> <p>(1)校舎等は，適切な階数の建物として計画することが望ましい。特に，高層建物として計画する場合は，生徒の日常及び緊急時の移動，物品の搬送等について十分検討することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(1) 校舎等は，適切な階数の建物として計画することが望ましい。特に，<u>適切な規模の敷地の確保が困難なため，高層建物として計画する場合は，生徒の日常及び緊急時の移動，物品の搬送等について十分検討することが重要である。</u></p> <p>(2)<u>津波等の対策のために高層化することも有効である。この場合は，他の公共施設と複合化すること</u></p>	<p>&lt;津波&gt;高台移転を行う場合は，通学距離や学校と地域の関係を十分考慮することが重要。</p> <p>&lt;津波&gt;津波対策として高層化する場合は，他の公共施設と複合化することも考えられる。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)建物相互間において、必要な隣棟間隔を確保することが重要である。</p> <p>(3)緊急時の避難、施設の維持修繕等に支障を生じないよう配慮して配置することが重要である。</p> <p>第5 その他の施設</p> <p>1 門</p> <p>(1)生徒の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活等に支障を及ぼさないような位置に配置することが重要である。</p> <p>(2)不審者の侵入防止や犯罪防止、事故防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。</p> <p>(3)利用者が、校舎等の出入口の位置を認識しやすく、かつ、校舎等へ円滑に移動できる位置に配置することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p>	<p><u>も有効である。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)<u>津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビルまでの避難経路が短縮される位置に門を設置することも有効である。</u></p>	<p>&lt;津波&gt;避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(1)多様な学習集団やカリキュラムの編成，弾力的な指導体制等に対応できるよう柔軟な空間構成とすることが重要である。</p> <p>(2)学習，生活，管理を行いやすいよう，屋外の活動空間との関連に配慮しつつ，学習，生活，管理のための空間の平面的・立体的な構成，配置等を計画することが重要である。なお，高層化する場合は，特に構造上の検討と併せて計画することが重要である。</p> <p>(3)小学科や類型（コース）ごとのまとまりや類似する機能を有する室・空間のまとまり，さらに，相互利用・共同利用に配慮して，空間構成を計画することが重要である。</p> <p>(4)将来の学習内容・方法等の進展，利用する情報機器等の増大などに柔軟に対応できるよう，間仕切りの位置の変更や教室の増築等を考慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>(5)様々な類型（コース）等の編制に応じ，生徒の学習・生活の拠点となるよう共通学習諸室やロビー・ラウンジ等の空間を計画し，これを核として関連する教科等の各室・空間を構成することも有効である。</p> <p>(6)日常的に異学年を含む生徒同士や教職員とのコ</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>が重要である。</p> <p>(7)建物内外の各空間相互に、視覚的、感覚的な拮がりなどによる連続性や、学習活動の連続性を確保するなど多様な空間を計画することが望ましい。</p> <p>(8)校舎廻りの空間を、安全管理面等に十分留意しつつ、効果的に設けることが望ましい。</p> <p>(9)教科教室型の場合においては、教室間等の移動、空き時間など生徒の授業時間外の居場所、持ち物の取り扱い、情報伝達やホームルーム活動の方法、職員室の配置等に十分留意して空間を構成することが重要である。</p> <p>(10)複数の課程を併設する場合、カリキュラム等に応じ室・空間の共同利用について検討し、全体として効率的に利用できるよう構成・配置等を計画することが重要である。</p> <p>(11)情報化の進展に対応するため、各室・空間において、コンピュータ等の情報機器の活用が可能となるような校内の情報ネットワークを計画することが重要である。その際、情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮して計画することが重要である。また、無線による校内の情報ネットワークの導入を検討することも有効である。</p> <p>(12)学習・生活空間は、当該地域の気候風土や気候の季節的変化も考慮し、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>できる方位及び位置に設定することが重要である。</p> <p>(13)奥行きが深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意して規模、位置等を計画することが重要である。</p> <p>(14)学校間連携や地域住民の学習活動に積極的に対応できるよう空間の構成、配置等を計画することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>(15)中等教育学校の各室については、できる限り共用とし、規模、設備等の充実を図り計画することが望ましい。また、後期課程専用の室とする場合であっても、前期課程の同教科・同種類の教室・施設と連携して計画することが望ましい。</p> <p>(16)中学校と高等学校が同一敷地内に設置された併設型の中高一貫教育校の教室及びその他の各室については、共有化を検討し、規模、設備等の充実を図り計画することが望ましい。また、高等学校専用の室とする場合であっても、中学校の同教科・同種類の教室・施設と連携して計画することが望まし</p>	<p>(13)（略）</p> <p>(14)（略）</p> <p><u>(15)避難所となる場合は、教育活動を早期に再開するために、避難所機能と教育機能の区画や動線が分けられるよう計画することが重要である。</u></p> <p><u>なお、避難所となる場合の施設利用計画の策定に当たっては、冷暖房設備の整備された室などを、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとして計画することが重要である。</u></p> <p>(16)（略）</p> <p>(17)（略）</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所として利用される場合も、学校教育活動が早期に再開されることが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>い。</p> <p>(17)社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化を計画する際には、地域住民等との交流を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(18)障害のある生徒が在籍する場合があることを考慮して計画することが重要である。</p> <p>2 動線等</p> <p>(1)生徒，教職員，学校開放における利用者，学校間連携での他校の生徒，外部からの訪問者などが，まとまりある活動空間を通り抜けることなく，それぞれの必要に応じ円滑に移動できるよう空間の構成，配置等を計画することが重要である。</p> <p>(2)明瞭で規模に応じた動線を設定することが重要である。特に，教科教室型の場合は，全校的な移動に十分対応できるよう，各教科の教室・施設群，ホームベース，ロッカースペース等の中の動線に留意した配置計画とすることが重要である。</p> <p>(3)多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や高層化する場合は，非常時の迅速な避難のために複数の避難動線を確保する等，その避難動線の設定に十分留意することが重要である。 (新設)</p>	<p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(2)可能な限り簡明で遠回りとならない動線を設定することが重要である。特に，教科教室型の場合は，全校的な移動に十分対応できるよう，各教科の教室・施設群，ホームベース，ロッカースペース等の中の動線に留意した配置計画とすることが重要である。</p> <p>(3)多人数を同時に収容する室等を避難階以外の階に計画する場合や高層化する場合は，非常時の迅速な避難のために複数の避難経路を確保する等，その避難経路の設定に十分留意することが重要である。</p> <p>(4)津波等災害時の緊急避難場所である高台や津波避難ビル，校舎等の屋上等までの避難経路を可能な</p>	<p>&lt;津波&gt;避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p> <p>&lt;津波&gt;避難時間を短縮するために避難路を整備することが有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(4)教材，教具等の運搬や配食などを安全かつ円滑に行うことができるような動線を設定することが重要である。</p> <p>(5)廊下等の移動のための空間は，その上・下部の空間が各種設備の配管，配線等の有効な設置空間ともなることを考慮して設定することが望ましい。</p> <p>(6)1階等に開放的な渡り廊下を設ける場合には，不審者の侵入に対する安全性の確保を図ることが重要である。</p> <p>(7)社会教育施設や高齢者福祉施設等の他施設との複合化について計画する場合は，地域住民等の利便性と学校との交流，運営管理上の機能を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(8)高層化する場合や障害者等の移動等のために，エレベーターの設置を考慮して計画することが望ましい。</p>	<p>限り短縮するよう計画することも有効である。</p> <p><u>(5)校舎等建物の屋上や上層階に津波等からの緊急避難場所が配置される場合においては，想定される津波等の水位以上の高さにするのが重要である。</u>  <u>なお，校舎等の上層階を緊急避難場所とする場合も，段階的な避難を可能とするため，屋上への避難階段を整備しておくことが望ましい。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;避難する屋上や上層階が想定される津波等の水位以上の高さにあることが重要。</p> <p>&lt;津波&gt;高層化する場合も，学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第3 屋内運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)教科体育，体育的行事，部活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模を確保するとともに，必要に応じ，<u>地域の防災拠点</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)校舎との連絡のよい位置に計画することが重要である。</p> <p>(3)出入口及び便所，更衣室，シャワー室等の附属施設は，学校教育活動においてはもちろん学校開放時にも利用しやすいような規模，位置等を計画することが重要である。</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)雨天時の利用を考慮しつつ，教科体育での同時使用する学習集団の規模，数や部活動の種類，数等に留意し，活動内容に応じ必要な規模のものを，適切な位置に計画することが重要である。また，同時使用時においても，相互の学習の効果を減じないよう吸音性等も考慮した計画とすることが有効である。</p> <p>(2)通風，換気及び採光を十分確保するとともに，室温に配慮して計画することが重要である。</p> <p>(3)降雪等の気候的条件や学校規模，体育的活動の状況等に応じ，相互の連携に配慮しつつ，複数の屋</p>	<p>(1)教科体育，体育的行事，部活動及び学校開放等における各種の運動に必要な規模を確保するとともに，必要に応じ，<u>避難所等</u>としての利用に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p>	<p>&lt;避難所&gt;用語の修正</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>内運動場を計画することも有効である。</p> <p>(4)更衣室，便所，運動器具庫等の付属施設と一体的に計画することが重要である。</p> <p>(5)儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等における利用を予定する場合は，必要な規模のステージ，控え室等の空間を確保することが望ましい。また，必要に応じ各種情報機器の利用にも配慮することが有効である。</p> <p>なお，文化活動の場として講堂や音楽ホール等の専用の空間を別に計画し，屋内運動場に備える運動のための機能を高めることも有効である。</p> <p>(6)各種トレーニング器具をまとめて配置したトレーニングルームやダンススタジオを計画することも有効である。</p> <p>（新設）</p>	<p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p><u>(7)津波等災害時に，屋内運動場を避難所等として利用するために，上層階に計画することも有効である。その場合には，日常の教育活動に支障を生じない動線計画とすることが重要である。</u></p>	<p>&lt;津波&gt;高層化する場合も，学校機能に支障が生じないよう適切な動線計画や防犯計画を検討することが重要。</p>
<p>第5 共通空間</p> <p>2 便所</p> <p>(1)生徒の分布の状況及び動線を考慮し，必要に応じ学校間連携での他校の生徒等の利用にも配慮しつつ，生徒等が利用しやすい位置に，男女別に計画</p>	<p>(1) 生徒の分布の状況及び動線を考慮し，必要に応じ学校間連携での他校の生徒等の利用にも配慮しつつ，生徒等が利用しやすい位置に，男女別に計画</p>	<p>&lt;避難所&gt;高齢者，障害者等の要配慮者の使用を想定し，洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>することが重要である。</p> <p>また、障害のある生徒や教職員、保護者及び<u>学校開放時の高齢者、身体障害者等</u>の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</p> <p>(2)教職員や外来者用の便所は、生徒用とは別に、適切な位置に計画することが重要である。</p> <p>第6 学校間連携・学校開放のための空間</p> <p>3 クラブハウス</p> <p>(1)学校・家庭・地域社会が連携協力するための情報提供や連絡調整の場、地域住民がボランティア活動の拠点として活用する場、総合型地域スポーツクラブの活動の拠点となる場として計画することが重要である。</p> <p>(2)開放状況等に応じ必要な室・空間を、相互に利用しやすく、かつ、外部からの出入りに便利で、開放する特別教室・教科教室、屋内外の運動施設等と連絡の良い位置に計画することが重要である。</p> <p>(3)<u>必要に応じ、地域の防災拠点としての役割を果たすため、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> <p>第7 管理関係室</p> <p>5 倉庫、機械室等</p> <p>(1)倉庫は、収納し、管理する物品等の現況及び将</p>	<p>することが重要である。</p> <p>また、障害のある生徒や教職員、保護者及び<u>学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者</u>の利用に配慮した便所を計画することが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域の避難所となる場合には、防災担当部局と連携して、必要に応じ、備蓄倉庫を併設することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;用語の修正</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>来の需要を把握し、物品の種類に応じ管理や出し入れのしやすい方式を十分検討し、必要となる空間を確保することが重要である。</p> <p>(2)各倉庫は、収納し、管理する物品等を使用する場所と連絡のよい位置にそれぞれ計画することが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>(3)校内の清掃の方法等に応じ、掃除用具庫を適宜分散して計画することが望ましい。また、必要に応じ、維持保全のための作業室を計画することも有効である。</p> <p>(4)ごみ置き場は、分別収集に対応できる規模のものを、適切な位置に計画することが重要である。なお、高層化する場合は、ごみの収集方法に関するシステムに応じ、階上の適切な位置にも計画することが望ましい。</p> <p>(5)機械室や電気室等は、生徒の学習・生活空間から離れ、サービスエリアから連絡のよい位置に計画することが望ましい。</p>	<p>(2)（略）</p> <p><u>(3)備蓄倉庫を整備する場合には、防災担当部局と連携して、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要となる空間を確保することが重要である。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p>	<p>&lt;避難所&gt;災害発生時の想定避難者数に応じて、想定される災害に対して安全な位置に十分な備蓄スペースを確保することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第4章 各室計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>5 安全・防犯対策</p> <p>生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立入制限をできるように計画することが重要である。また、窓・出入口についても、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>第3 屋内運動施設等</p> <p>2 屋内運動場</p> <p>(1)多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。</p> <p>また、照明、採光及び遮光については、利用形態に配慮して適切に計画することが重要である。</p> <p>(2)器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し、保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(3)必要に応じ、観覧のための空間を計画することも有効である。</p> <p>(4)上部を観覧席などとして計画する時は、行われる活動内容・活動形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりを設置する等、安全性の確保を図ること</p>	<p>5 安全・防犯対策（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>&lt;津波&gt;教職員が不在時にもパニックオープン等の仕組みの導入等により速やかな避難ができることが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>が重要である。</p> <p>(5)トレーニングルームを設ける場合は、視聴覚機器等の設備の設置に留意しつつ、各種運動器具等を、安全に利用できる動作空間とともに適切に設置できるような面積、形状等とすることが重要である。</p> <p>(6)ダンススタジオを設ける場合には、練習等に必要設備の設置に留意しつつ、利用人数、利用内容等に応じた適切な面積、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(7)必要に応じ、ギャラリーやランニングルートを確認できる面積、形状等とすることが望ましい。また、準備運動時の利用に配慮することも望ましい。</p> <p>(8)儀式的行事、文化的行事、各種集会、生徒の学習・研究成果の発表等での利用を予定する場合は、ステージ、視聴覚メディア、照明機器、音響機器、吸音・反射板等の設置及び空間の形状に十分配慮して計画することが望ましい。</p> <p>(9)災害時の避難場所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>4 屋内プール</p> <p>(1)水槽部分は、利用内容等を考慮しつつ、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9)避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;用語の修正</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)水深については、急激な変化のない適正な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</p> <p>(3)適切な浄化装置を設置することが重要である。また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(4)プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。</p> <p>(5)附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、利用しやすいよう配置することが重要である。また、必要に応じ採暖室を計画することが望ましい。</p> <p>(6)必要に応じ、安全管理のための管理室や、救急処置のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> <p>(7)湿気が流出しないような出入口等の位置、室構成等とすることが重要である。</p> <p>(8)災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため、プールの水を利用することは有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第5 共通空間</p> <p>1 昇降口，玄関等</p> <p>(1)出入口の幅を十分確保できるような形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)2足制とする場合は，下足箱，傘立て等の配置を考慮し，安全かつ円滑に出入りできる面積，形状等とすることが重要である。</p> <p>(3)車椅子を利用した移動に支障のない適当な面積，形状等とし，障害のある生徒，教職員及び学校開放時の高齢者，身体障害者等の利用に支障のないようにすることが重要である。</p> <p>(4)地域の気候的状况等に応じ，風除室を設けることも有効である。</p> <p>(5)交流の場としてふさわしい意匠に配慮した空間とすることが望ましい。また，情報提供のための掲示板等を設置することも有効である。</p> <p>(6)昇降口部分等にロッカースペースをまとめて計画する場合は，生徒の利用動線に十分留意し，ロッカー等の家具を適切に配置できるような面積，形状等とすることが重要である。</p> <p>(7)訪問者が利用する玄関及び学校開放用昇降口は，訪問者に分かりやすい位置に計画することが望ましい。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;段差の解消，スロープの設置，手すりや誘導装置の設置など，バリアフリー化を進めておくことが重要</p> <p>&lt;避難所&gt;外からの冷氣等を防ぐために，風除室を設置することも有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>2 便所，手洗い，流し等</p> <p>(1)便所は水洗式とし，男女別に生徒数，利用率等に応じた適当な数の衛生器具を設置できる面積，形状等とし，清潔で使いやすく，良好な雰囲気となるよう計画することが重要である。その際，必要に応じ，学校間連携における他校の生徒の利用も考慮することが望ましい。</p> <p>(2)障害者用の便器，手すり等の設備を設置した空間を，一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。 (新設)</p> <p>(3)便所の手洗い部分を，洗面室，洗面コーナー等として独立して計画することも有効である。</p> <p>(4)手洗い，流し等を設置する空間は，生徒数，利用率等に応じた適当な数の水栓を適当な間隔で設置できる面積，形状等とし，感染症予防の観点も踏まえて計画することが重要である。</p> <p>(5)手洗い，流し等は，通行部分が濡れるような配置は避け，まとまりのあるコーナーとして計画する</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>高齢者，障害者用の便器，手すり等の設備を設置した便所を，一般の便所内あるいは適当な位置に確保することが重要である。</u></p> <p>(3)<u>避難所となる場合には，災害時に便器が使用できなくなることや，不足することも考慮し，マンホールトイレの整備など複数の対策を組み合わせ，必要な数を確保できるようにすることが重要である。</u>また，災害時の避難者の利用にも配慮して計画することが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;複数の対策を組み合わせ，必要なトイレ数を確保することが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;高齢者，障害者等の要配慮者の使用を想定し，洋式トイレや多機能トイレを確保することが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;複数の対策を組み合わせ，必要なトイレ数を確保することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>ことが望ましい。</p> <p>(6)災害時の避難住民の利用にも配慮して計画することが有効である。</p> <p>4 廊下，階段等</p> <p>(1)日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とすることが重要である。特に，吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>((1)より分離，移動)</p> <p>(2)必要に応じ，車椅子を利用した移動等に支障のない適切な面積，形状のスロープを設けることが重要である。</p> <p>(3)生徒の待ち合わせスペース，学校紹介や生徒の作品等の展示・掲示のためのギャラリー等としての利用も考慮して計画することが重要である。</p> <p>(4)廊下の曲がり角，廊下と階段の接続部等は，出会い頭の衝突防止に配慮し，見通しを確保するなど形状等を工夫することが重要である。</p> <p>(5)廊下の突き当たり部は，衝突防止に配慮した計</p>	<p>((3)に移動)</p> <p>(1) 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)階段は，生徒が安全に昇降することができるよう，段差の寸法や手すりの設置，床面の素材などに配慮することが重要である。</p> <p>(3)吹抜け等に面した階段では，墜落・転落事故防止のための防護措置を講ずることが重要である。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7)（略）</p>	<p>＜津波＞緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配，段差等を決定することが重要。</p> <p>＜けあげ＞一定の条件を満たせば，けあげが18cmまで可になる（従来は16cm以下）ことに伴う安全面の記載の追加</p> <p>＜津波＞車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>画とすることが重要である。</p> <p>(6)エレベーターを設置する場合には、エレベーターホールは、機器等の搬出入等を考慮しつつ、利用人数等に応じた適切な面積、形状等を計画することが有効である。</p> <p>第5章 詳細設計 第1 基本的事項 1 安全性</p> <p>(1)教育の場として、地震、暴風、降雨、積雪、落雷等の災害や火災、事故、事件等に対し、十分な防災・防犯性など安全性を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)生徒の墜落・転落、転倒、衝突、切傷、火傷、挟まれ事故防止のために、柱や壁のコーナーの面取り、手すりや扉のストッパーの設置、突起物や足掛け部分の除去等の工夫を行うなど、各部における細部に至るまで、生徒の多様な行動に対し十分な安全性を確保した計画とすることが重要である。また、効果的な表示等により注意喚起を行うことも有効である。</p> <p>また、本来、生徒が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、安全性の確保について配慮することが重要である。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(3)地震，暴風時等における家具の転倒，落下や経年・老朽化による仕上げ材の落下を防止するため，適切な仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じるよう設計することが重要である。</p> <p>(4)特に，学校施設を高層化する場合には，非常時の避難，上階からの墜落・落下物等に対し配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>第2 内部仕上げ 2 材質</p> <p>(1)燃えにくい材質のものを使用することが望ましい。特に，火気使用室，暖房器具の周辺などの天井，壁等の内装は，十分な防火性のある材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(2)酸性，アルカリ性等の強い薬品を使用する室・空間の内装は，耐薬品性のある材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(3)床には滑りやすい材質のものの使用を避け，必要に応じて，滑り止めを，設けることが重要である。</p> <p>(4)水を使用する部分及び昇降口等の雨などが持ち込まれる部分には，清掃時の維持管理の方法に留意しつつ，耐水性，耐湿性及び耐食性に優れ，かつ，濡れても滑りにくい材質のものを使用することが</p>	<p>(3)地震，暴風時等における天井，照明等の脱落，破損や家具の転倒，落下の防止，経年・老朽化による仕上げ材等の落下の防止など，非構造部材等の安全性を確保するため，適切な設計，仕様，工法とし，必要に応じて家具等を配置する部分の補強，確実な固定措置を講じることが重要である。</p> <p>(4)（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>&lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p> <p>&lt;けあげ&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>重要である。</p> <p>なお、調理室については、雑菌等の発生を抑制するドライ方式とすることが重要である。また、便所については、ドライ方式とすることも有効である。</p> <p>(5)適度に吸音性のある材質のものを使用することが重要である。特に、面積の広い室・空間、大きな騒音の発生が予想される室・空間等については、十分な吸音性をもつ材質のものを使用することが重要である。</p> <p>なお、交通騒音を少なくする上で、廊下その他の通行部分の天井、床等に、吸音性をもつ材質のものを使用することも有効である。</p> <p>(6)汚れにくく、清掃がしやすい材質のものを使用することが望ましい。特に、食物を扱い清潔を要する室・空間、活動等に伴い汚れの生じやすい室・空間の内装は、十分な耐汚性を持ち、日常的に清掃がしやすい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(7)壁、床等には、十分な強度と適度な弾力性を持ち、十分な耐久性のある材質のものを使用することが重要である。特に、運動を行う空間の床は、不陸や表面の荒れなどを生じにくい材質のものを使用することが重要である。</p> <p>(8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8)木材等の柔らかな手触りや温かみの感じられる素材を適宜使用することが望ましい。<u>このことは、避難所の居住空間における温熱環境の確保の観点</u></p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所の寒さ対策として、内装木質化等の対策を講じることが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(9)再生資源を利用した材料等の使用についても検討することが望ましい。</p> <p>(10)生徒の健康と快適性を確保するため、室内空気を汚染する化学物質の発生のない、若しくは少ない建材を採用するとともに、施工手順・方法に配慮することが重要である。</p> <p>3 天井，壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。</p> <p>(2)壁には、生徒の日常の活動等に対し支障や危険を及ぼすような突起物を設けないことが重要である。なお、掛け具を設ける場合には、危険防止に留意して設計することが重要である。また、生徒の作品の掲示等を行うことのできる仕様として計画することも有効である。</p> <p>(3)柱は、衝突時の被害を最小限とするため、面取り処理やカバーの設置等の配慮をすることが重要である。床が濡れやすい場合については、特に留意することが重要である。</p> <p>(4)運動を行う空間の天井は十分な強度、壁は十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能</p>	<p><u>からも望ましい。</u></p> <p>(9)（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法を計画することが重要である。<u>特に、地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>&lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>な仕様とすることが重要である。</p> <p>(5)音の発生する室・空間及び一定の静寂さを必要とする室・空間の壁，天井等は，十分な遮音性・吸音性をもつ仕様等とすることが重要である。</p> <p>(6)音楽的な活動及び音楽の鑑賞を行う室・空間は，床を含め天井，壁等の吸音・反射面を適切に処理することが望ましい。</p> <p>(7)教室前部の袖壁等は，教室前面への日光の直射を抑制できるような形状，寸法等とすることが望ましい。</p> <p>(8)建物の外気に面する壁，最上階の天井等を，必要に応じ，断熱化することも有効である。</p> <p>(9)移動間仕切りを設ける場合は，壁体の重量，移動や固定の方法等を十分検討し，仕様，形式等を設計することが重要である。また，適切な遮音性を有する仕様とすることが望ましい。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所の居住スペースとなる部分は，断熱化を図っておくことが重要。</p>
<p>4 床</p> <p>(1)床には，気が付かずにつまずくような段差や突起等を設けないことや，これらを誘発するデザインとしないことが重要である。やむを得ず段差の生じる部分には，必要に応じ，適切な勾配のスロープを設けることが望ましい。</p> <p>(2)障害のある生徒，教職員，保護者及び学校開放時の高齢者，障害者等が支障なく活動できるよう，</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用することが望ましい。</p> <p>&lt;津波&gt;車いすの利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう，スロープを採用する</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>床には障害となる段差等を設けないことが重要である。</p> <p>(3)結露による床の濡れを防止するため、地域の気象条件、建物規模、設備等を踏まえ総合的に計画することが重要である。結露防止のため、必要に応じ、床及び床近傍の部位は、その断熱仕様について十分考慮して計画することが望ましい。なお、居住性を高める上でも、最下階の床を断熱化することも有効である。</p> <p>(4)運動を行う空間の床は、十分な強度と適度な弾力性を備え、危険な突起等のない形状とし、必要な設備・用具を取り付けることが可能な仕様とすることが重要である。また、大規模な機械・器機等が必要となる実験・実習等を行う室・空間の床についても、十分な強度を備えることが重要である。</p> <p>(5)音の発生する室・空間の床は、十分な遮音性をもつ仕様等とすることが重要である。特に、校舎等の上に屋内運動場やプールを計画する場合は、振動及び騒音の伝播の防止を考慮した仕様とすることが重要である。</p> <p>(6)実験・実習に伴い振動の発生する室・空間又は振動を嫌う実験・実習を行う室・空間の床は、振動の伝播を防止できる仕様等とすることが重要である。</p> <p>(7)情報機器の導入に対応し、必要に応じて、二重</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>ことが望ましい。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>床、床ピット等による配線のための空間を確保することも有効である。</p> <p>(8)階段は、段を確実に認識できるよう、段鼻を目立たせたり、段の有無を誤解させたりしないなど、転倒を誘発する要因がないよう配慮することが重要である。</p> <p>第3 開口部</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)採光、通風、換気等を効果的に行うことができる配置、大きさ、形式等とすることが重要である。</p> <p>(2)生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>破壊、脱落</u>等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3)遮音、断熱等が必要な室・空間の開口部については、十分な気密性を確保した仕様とすることが重要である。なお、必要に応じ断熱仕様の建具とすることが望ましい。</p> <p>特に、実験・実習等を行う室・空間の開口部は、実験・実習等の内容に応じ、光、空気、熱、音等に関する環境条件を確保できるよう構造、形式等を計</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生徒等の日常の活動において事故が発生することなく円滑に移動や開閉等を行うことができ、また、地震、暴風等に対して<u>脱落、破損</u>等することのないよう、十分安全でかつ使用しやすい構造、形式等とすることが重要である。特に、生徒の衝突に対して十分な安全を確保できるように、材料、形状等を計画することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>画することが重要である。</p> <p>(4)奥行きの高い空間や面積の広い空間は、採光、換気、室温、音響等の環境条件の確保に特に留意し窓等の位置、面積、仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(5)ガラスは、人体及びボール等の衝撃や、地震、風等の災害に対し破損しにくく、又は破損しても事故につながらないように、各種ガラスの性能を十分に踏まえ、使用場所及び使用目的に適した種類、厚み、大きさのものを選択することが重要である。</p> <p>また、衝突を防ぐため手すり等を設けたり、錯覚して衝突しないように、ガラスが認識できる工夫をすることが重要である。</p> <p>(6)扉と枠の間や戸袋など危険な隙間への挟まれ防止に配慮した形状等とすることが重要である。</p> <p>2 窓</p> <p>(1)利用内容等に応じ、適切な採光を確保できるように、窓の位置、面積、形式等を適切に設定することが重要である。また、清掃等が容易に行える計画とすることが望ましい。</p> <p>(2)生徒の学習の場となる室・空間の窓は、必要かつ十分な面積を確保し、生徒の目の高さに留意した適切な位置に設計することが重要である。</p> <p>(3)日射の強さや方向、室内の活動等の状況に応じ</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>日照を調節できるような庇の形状，ガラスの選定等について検討することが望ましい。</p> <p>(4)学習内容に応じ室内を暗くすることが必要な室・空間の窓には，外部からの光を適宜遮断できるような設備等を設けることが望ましい。</p> <p>(5)窓による自然換気を計画する場合には，位置，開閉の方法等に留意し，有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。</p> <p>(6)墜落のおそれのある窓は，腰壁の高さを適切に設定し，窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また，生徒の墜落防止等のため，窓面に手すりを安全な高さに設けること，開口幅の制限を検討すること又は同等の安全性を確保することが重要である。手すりの設置の際には，新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。</p> <p>(7)庇を設ける場合には，屋内から容易に立入りができないように設計することが重要である。その際，高さや材質，大きさ等について，安全であると錯覚しないように配慮した計画とし，必要に応じ，窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。</p> <p>(8)天窓については，夏季における温度の上昇，材料の性能劣化，地震時の破損・落下等について留意</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 窓による自然換気を計画する場合には，位置，開閉の方法等に留意し，有効な開口面積を確保できる形式とすることが重要である。<u>また，窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効である。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;窓を開放した際の虫よけ対策として網戸を設置することも有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>して計画することが重要である。</p> <p>(9)人が乗ることを想定していない天窓は、設置場所や設置状況等を把握した上で、防護柵や落下防護ネットを設置するなど墜落防止に十分配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>3 出入口</p> <p>(1)出入口の幅は、非常時の生徒の避難や、学校開放時の高齢者、障害者の利用等も考慮し、必要かつ十分な幅を確保した上で、扉等は操作しやすく安全な形式等とすることが重要である。</p> <p>また、敷居部分は、通行の支障となるような段差や隙間を生じないような形式、仕様等とし、その周辺は、衝突事故等に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。特に、屋内外の出入口は、出入りの際に、転倒等の事故が起きないように敷居部分及びその前後の床との取り合い部分の仕様等を設計することが重要である。</p> <p>(2)出入口の建具は、引戸とすることが望ましい。</p> <p>なお、開き戸を設ける場合は、開閉時の安全性に配慮した形式とすることが重要である。</p> <p>(3)屋外への出入口は、上部からの落下物や落雪等による危険を防止できるよう設計することが重要である。また、降雨時、降雪時等における傘の利用を考慮して計画することが望ましい。</p>	<p>(9) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には、児童生徒等の人数、年齢、体格等を踏まえ、幅員や勾配、段差等を決定することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(4)障害のある生徒や教職員，保護者及び学校開放時の高齢者，身体障害者等も支障なく活動ができるよう，出入口は幅及び高さを十分確保し，操作しやすい建具を使用することが重要である。</p> <p>(5)屋外への出入口や防火戸など重量のある扉等は，開閉時の安全性に配慮した形状とすることが重要である。防火シャッターについては，維持管理体制にも十分留意しつつ，生徒に対する危害防止対策として，閉鎖作動時の危害防止機構等の設置とあわせ，音や光による注意喚起装置を設置することが望ましい。</p> <p>第4 外部仕上げ 3 屋根，外壁等</p> <p>(1)剥落するおそれのない工法とすることが重要である。</p> <p>(2)生徒の活動空間に面する部分は，生徒の活発な活動に対し十分な形状等とすることが重要である。特に，壁や柱などの出隅部分は，生徒の衝突時の安全を確保できるように設計することが重要である。</p> <p>(3)人々の共感の得られるような意匠や芸術的，文化的なシンボル性を取り入れた計画とすることが望ましい。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(1) 剥落するおそれのない工法とすることが重要である。<u>特に，地震時においても脱落・破損等しないようにすることが重要である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>&lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(4)屋内の熱の損失及び外気の影響等を低減し居住性を高める上で、外壁、屋上等の各部を必要に応じ断熱化することも有効である。</p> <p>(5)多雪地域においては、雪の落下による下部の屋根やサッシュ等の被害を防止するために必要な措置を講じることが重要である。</p> <p>(6)犬走りやテラスその他生徒が通行する部分には、危険な突起物や段差などを設けないことが重要である。</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難所の居住スペースとなる部分は、断熱化を図っておくことが重要。</p>
<p>第6 その他</p>		
<p>1 屋上</p>		
<p>(1)屋上を利用する計画とする場合は、利用目的に応じ、床の材料、工法等を適切に計画し、設計することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;屋上への避難を想定する場合は、避難者数を想定して屋上の強度を確認することが重要。</p>
<p>(2)保守点検を行いやすい計画とするとともに、地域特性や環境条件等を考慮しつつ、太陽光パネルの設置や屋上緑化を計画することも有効である。</p>	<p>(2) (略)</p>	
<p>(3)地域の景観等を考慮した形状において計画することも有効である。</p>	<p>(3) (略)</p>	
<p>(4)屋上を利用する計画とする場合は、行われる活動内容・活動形態に応じ、必要な防球ネット、保護ネット・柵等を設けるなど、墜落事故に対し、十分安全性を確保した計画とすることが重要である。</p>	<p>(4) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p>
<p>(5)屋上への出入口は、生徒が容易に出ることのな</p>	<p>(5) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>いよう適切な施錠管理を行うことが重要である。</p> <p>(6)塔屋等のタラップについては、生徒が容易に登ることのないよう配慮することが重要である。</p> <p>4 手すり</p> <p>(1)階段、バルコニー、屋上、吹抜け等には、円滑な移動と墜落・転落防止のために、適切な高さと十分な強度の手すりを設計することが重要である。また、足を掛けられるような仕様は避け、通り抜けられる隙間をつくらない設計とするなど、生徒の乗り越え、通り抜け、滑り降り等を防止できる寸法、形状等とすることが重要である。</p> <p>(2)廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。</p> <p>(3)階段の手すりには、必要に応じ、滑り止めを設けることが重要である。</p> <p>(4)手すりは、転倒・衝突等の事故や衣服・かばん等の絡まり・引っかかりによる事故を生じないよう終端部分の仕様等に留意して設計することが重要</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廊下・階段等の手すりは、生徒が握りやすく、安全で感触の良い材質、形状等とすることが重要である。なお、壁等に設置する手すりは、壁との距離や手すりの支持部分の位置、形状等に留意して計画することが重要である。<u>なお、高齢者、障害者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、二段手すりを整備することも有効である。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>&lt;津波&gt;屋上への避難を想定する場合は、落下防止用の手すりを設けることが重要。</p> <p>&lt;津波&gt;屋上への避難を想定する場合、高齢者用に二段手すりを整備することも有効である。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>である。</p> <p>(5)必要に応じ，設置高さ等に留意しつつ，障害のある生徒や教職員，保護者及び学校開放時の高齢者，障害者等の活動に対応できるよう滑りにくい材質の手すりを廊下，階段の両側，便所などに設けることが望ましい。</p> <p>第6章 屋外計画 第1 基本的事項 1 教育的環境の向上</p> <p>(1)防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(1)防災性，防犯性など安全性の確保に十分留意して各施設部分を計画し，設計することが重要である。特に，<u>屋外に避難路※を計画する場合においては，過度の混雑を生じることのない安全な幅，形状とするとともに，滑りにくい仕上げとすることが重要である。</u></p> <p><u>※避難路・・・避難する際に通行する道路，通路，階段そのもの。一方，避難経路は，ある場所から避難目標地点まで最短時間でかつ安全に到達できる道筋を言う。</u></p> <p><u>(2)津波等災害時の緊急避難場所への避難路は，車いすの利用者等の利用も踏まえ，スロープとすることが望ましい。この場合に，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾配のスロープとすることが望ましい。</u></p>	<p>&lt;津波&gt;緊急避難場所への避難路や避難階段の整備を行う場合には，児童生徒等の人数，年齢，体格等を踏まえ，幅員や勾配，段差等を決定することが重要。</p> <p>&lt;津波&gt;車いすの利用者の円滑な避難のため，高台等への避難路には階段ではなくスロープを採用することが望ましい。この場合のスロープは，周囲の助けを得て押し上げてもらうことを前提とした勾</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>(2)屋外における活動内容及び生徒の人体寸法，動作寸法，行動特性等との適合に配慮して各施設部分を計画し，設計することが重要である。</p> <p>(3)現存する森，樹木，池等や自然の傾斜，段差等を有効に活用するように各施設部分を計画し，設計することが望ましい。</p> <p>(4)校舎の屋上，壁面，テラス，ベランダなどについて緑化することが，環境を考慮した施設づくりという観点からも有効である。</p> <p>(5)環境を考慮した学校施設としての取組として，太陽光パネル，風力発電装置等を設置することは，環境教育における活用という観点からも望ましい。その際，環境教育に活用しやすいよう動線等を考慮して計画することが望ましい。</p> <p>(6)手洗い，うがい等のための設備を設置する空間を屋外との主要な出入口近傍に計画することが望ましい。</p> <p>第2 屋外運動施設</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)運動の種類，利用形態等に応じ，必要な機能を</p>	<p><u>(3)階段やスロープの上り口に，車いすの利用者などによる滞留が生じないように，十分な面積の上り口を確保することが望ましい。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>配とすることが望ましい。</p> <p>&lt;津波&gt;車いすの利用者が会談により避難する場合には，滞留が生じないよう上り口を広く確保することが望ましい。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>確保するよう計画することが重要である。その際、学校開放時や学校間交流における利用を考慮して計画することが重要である。</p> <p>(2)フィールド・トラック，各種コート等を，設定された施設機能に応じ，それぞれの関連性や相互の影響を考慮し，附属施設との連絡に留意しつつ適切に配置することが重要である。</p> <p>(3)必要に応じ，緑地などによる緩衝帯を計画することも有効である。</p> <p>(4)附属施設は，学校開放時も踏まえた利用状況に応じ適切な面積を確保し，生徒等が利用しやすいよう配置することが重要である。また，維持管理のための用具等を収納し，管理する倉庫等の施設を適切な位置に計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>(5)必要に応じ，周辺住民等への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。</p> <p>(6)必要に応じ，日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また，観覧のための空間を，必要に応じ，確保することも有効である。</p> <p>(7)屋上に運動施設を計画する場合は，安全管理面</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)避難所となる場合には，断水時でも便所が利用できるよう，マンホールトイレを整備することも有効である。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;既存のトイレの数では対応できない場合や，一部のトイレが利用できなくなる場合も考慮し，屋外のマンホールトイレ等の複数の対策を組み合わせ，必要なトイレ数を確保することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。</p> <p>4 屋外プール</p> <p>(1)水槽部分は、利用内容等を考慮し、長さ及び幅を適切に設定し、必要な水面積を確保することが重要である。</p> <p>(2)水深については、急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設けることが重要である。また、生徒の安全性、地域住民の利用等を考慮し、水深を可変とすることも有効である。</p> <p>(3)水槽及び便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用することが重要である。特に、水槽は、安全かつ衛生的であるとともに、清掃等の維持管理のしやすい材質のものとするが重要である。</p> <p>(4)プール及び附属施設の床には、十分な耐水性があり、濡れても滑りにくい材質のものを使用することが重要である。また、危険な突起等がなく、適度の弾力性をもつように設計することが望ましい。</p> <p>(5)適切な浄化装置を設置することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>また、排（環）水口には、蓋等をネジ・ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置し、吸引事故防止のための二重の安全構造とすることが重要である。</p> <p>(6) プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ等を考慮して、十分な広さを確保することが重要である。</p> <p>(7) 附属施設は、利用状況等に応じた適切な面積を確保し、見学者の動線の設定に留意しつつ、生徒等が利用しやすいよう配置することが重要である。また、必要に応じ、採暖室を計画することが望ましい。</p> <p>(8) 必要に応じ、安全管理のための監視室や、救急処置等のための救護室・医務室等の施設を計画することが望ましい。</p> <p>(9) 周囲に遮へい板、囲障壁等の施設を設けることが重要である。また、防犯設備の設置も有効である。</p> <p>(10) 利用期間の延長や見学者等のため、プールに上屋を設けることも有効である。特に、寒冷地や屋上型の水泳プールについては、保温効果をあげる観点から、上屋を設置することも有効である。</p> <p>（新設）</p> <p>第5 その他の屋外施設</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>災害時の防火用水、便所洗浄水等として利用できるよう計画することも有効である。</u></p>	<p>&lt;避難所&gt;災害による断水時の洗浄機能を確保するため、プールの水の利用を検討することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>1 門</p> <p>(1)生徒等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案して十分な幅の通行部分を確保することが重要である。</p> <p>(2)門廻りの囲障等の仕様、配置等に留意しつつ、必要に応じ、門扉を境界線より後退させて配置することが望ましい。</p> <p>(3)門扉を設ける場合には、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画するとともに、心理的な圧迫感を与えることのないよう意匠に配慮することが重要である。</p> <p>(4)地域の公的な施設としてふさわしい象徴性・文化性に配慮した意匠とすることが望ましい。</p> <p>(5)不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。また、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。</p> <p>(6)見通しのきかない位置に門を設けざるを得ない場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。</p> <p>(7)外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>に掲げることが重要である。また、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。</p> <p>（新設）</p> <p>第7章 構造設計 第1 基本的事項 1 安全性</p> <p>(1)生徒等が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保するように計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)大地震後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。</p> <p>(3)多様な学習内容・学習形態に対応する上で必要</p>	<p>(8)避難所等となる場合においては、<u>避難所である旨及び避難経路をわかりやすく示す案内図やサインを設置することが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)大地震後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、設計地震力を割増して設計する等、外力に対し耐力計算に余力をもたせて構造上十分安全に設計することが重要である。<u>また、天井や照明器具等の非構造部材について、落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>&lt;共通&gt;案内看板の設置等により緊急避難場所又は避難所であることを明示しておくことが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>とされる学校固有の空間の構築に対し、十分安全な構造を計画し、設計することが重要である。</p> <p>特に、桁行き方向の耐力を十分に確保することが重要である。</p> <p>(4)必要となる空間、設備等の改造等に対し構造上十分な余裕を確保した設計とすることが望ましい。</p> <p>第2 上部構造 (新設)</p> <p><u>5 その他</u></p> <p>(1)建物から突出する部分は、必要な耐震、耐風、耐寒冷性等を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(2)広い面積を有する屋根は、各構成部材に十分な強度を有するものを使用し、各部材相互を確実に緊結することが重要である。</p>	<p>(4) (略)</p> <p><u>5 洪水、高潮、津波に対する設計</u></p> <p><u>学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、生徒等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該建物が津波等により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該建物に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることが重要である。</u></p> <p><u>6 その他</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>＜津波＞屋上等への避難を想定する場合は、当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないことが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(新設)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>3 非構造部材の耐震化対策</p> <p>天井材、<u>外壁</u>、<u>窓ガラス</u>等の非構造部材についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p> <p>第5 その他</p> <p>1 建物付設物</p> <p>(1)塔屋、高架水槽、屋外突出煙突等の建物付設物は、設計震度を建物より大きく設定して設計することが重要である。</p> <p>(2)建物との接続部分は、十分な強度を確保するよう設計することが重要である。</p> <p>(3)建物の屋外に避難階段を設ける場合には、基礎、建物との接合部等に十分な耐力を確保することが重要である。</p> <p>第8章 設備設計</p> <p>第1 基本的事項</p>	<p>(3)天井や照明器具等の非構造部材について、<u>落下・破損等の防止に十分配慮することが重要である。</u></p> <p>屋内運動場や校舎等における天井材、<u>体育器具</u>、<u>照明器具</u>、<u>電気・機械設備機器</u>、<u>家具</u>等の非構造部材等についても早急に耐震点検を行い、破損・落下等による危険のないように十分な耐震化対策を講じることが重要である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>&lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p> <p>&lt;避難所&gt;施設の耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策の実施や、安全な避難経路の確保が重要。</p> <p>&lt;非構造部材の耐震対策&gt;</p> <p>&lt;共通&gt;非構造部材を含め十分な耐震性能を有することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>3 機能性</p> <p>(1)学習，生活等において要求される各室・空間の機能及び環境を確保し，維持することができるよう平面計画，各室計画等と総合的に計画し，設計することが重要である。</p> <p>(2)将来の学習内容・学習形態等の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展，地域住民の学習活動での利用の増加等に伴い必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう十分な弾力性を確保して計画し，設計することが望ましい。</p> <p>(3)環境教育に直接寄与する設備・計測機器等の設置を計画することも有効である。</p> <p>(4)<u>必要に応じ，地震災害時における飲料水，電源等を確保するため，貯水槽，浄水機能を有する水泳プール等の整備や自家発電設備，避難住民のための便所等について計画することも有効である。</u></p> <p>第2 照明設備</p> <p>2 室内照明設備</p> <p>(1)各室・空間の照明の方式，器具の種類，配列及び設置位置は，当該各室・空間の面積，形状等に応じ，適切に設定し，設計することが重要である。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)<u>災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから，必要な情報通信，電気，ガス，給排水等の機能を可能な限り保持できるよう，貯水槽，浄水機能を有するプール，自家発電設備，避難者のための便所など，代替手段も含めた対策を講じることが重要である。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;避難生活に必要な情報通信，電気，ガス，給排水等の機能を可能な限り保持できるよう，代替手段も含め手対策を講じることが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(2)授業時などにおいて生徒が注視する面及び視野に入る部分に設置する照明設備は、照明の光源が直接生徒等の目に入らないよう照明の方式を適切に設定し、向きに留意して適切な位置に配置することが重要である。</p> <p>(3)コンピュータや視聴覚機器を設置する室・空間の照明設備は、コンピュータや視聴覚教育メディアのディスプレイ画面等への光源の映り込みを防止できるよう照明の方法及び照明器具の種類を適切に設定し、ディスプレイ等の機器の配置に応じ適切に配列することが重要である。</p> <p>(4)視聴覚教育メディアを頻繁に活用する室・空間の照明設備は、必要に応じ適宜室内各部の照度を調節できるよう設計することが望ましい。</p> <p>(5)照明設備は落下防止措置を行うとともに、必要に応じ、破損防止の措置を講じることが重要である。特に、運動を行う室・空間の照明設備は、破損・落下防止の措置を講じるとともに、活動の支障とならない位置に堅固に取り付けることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p><u>(6)災害時の利用も踏まえ、自家発電設備で発電した電気で屋内照明を点灯させるために配線を工夫することや、可搬式発電機の取付口を設けておくことが望ましい。また、省エネ型の照明器具は非常時に電力供給量が不足する場合にも有効である。</u></p> <p><u>(7)避難所となる場合には、居住スペースとなる部</u></p>	<p>&lt;避難所&gt;災害による停電時も電気が使えるよう、自家発電設備を整備することは有効。</p> <p>&lt;避難所&gt;避難所の居住スペースとなる</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>3 屋外照明設備</p> <p>(1)外気に直接露出する機器等は、当該地域の気候的状况等を勘案し、十分な耐候性を備えるよう計画し、設計することが重要である。</p> <p>(2)照明機器は、必要に応じ、破損防止の措置を講じるとともに、堅固に取り付けることが重要である。また、周辺環境への影響を考慮するとともに、必要に応じ、非拡散性の光源のもので計画することが重要である。</p> <p>(3)防犯を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。</p> <p>（新設）</p> <p>第3 電力設備</p> <p>2 受変電設備等</p> <p>(1)受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計することが重要で</p>	<p><u>分について、夜間に明るすぎて避難者が眠れないことがないように、調光機能付きの照明とすることも有効である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>防犯や防災を目的として校地周辺部、建物周囲等を照明し、又は学校施設のシンボル性の強調等を目的として常夜灯を設けたり、建物、前庭部等をライトアップすることも有効である。</u></p> <p><u>(4)避難路については、夜間等に停電した場合においても安全に避難できるよう照明等を計画することが望ましい。</u></p> <p>2 <u>受変電設備、自家発電設備等</u></p> <p>(1)受変電設備、自家発電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分検討し、必要な数値を設定して設計す</p>	<p>部分には、調光機能付きの照明を整備することも有効。</p> <p>&lt;津波&gt;夜間の停電時にも安全に避難できるよう、避難路にソーラーライト等を設置することが望ましい。</p> <p>&lt;避難所&gt;災害による停電時も電気が使えるよう、自家発電設備を整備することは有効。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>ある。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p>（新設）</p> <p>②電力使用量を常に把握するため、電力値を計測できるよう設計することも有効である。</p> <p>③受変電設備の設置は、<u>台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定して行うことが重要である。</u></p> <p>④受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講じることが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>⑤配線の系統は、用途等に応じ、適切に区分して設計することが望ましい。</p> <p>第4 情報通信設備 3 音声系設備</p> <p>(1)拡声器等は、利用目的に応じ、可聴範囲に留意</p>	<p>ることが重要である。なお、将来の電力需要の増大に伴う受変電設備の増設に配慮した計画とすることが望ましい。</p> <p><u>②避難所となる学校施設においては、災害による停電時にも照明などに電気が使えるよう、自家発電設備を整備することも有効である。</u></p> <p>③（略）</p> <p><u>④受変電設備、自家発電設備は、津波、洪水、高潮等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要である。</u></p> <p><u>⑤受変電設備、自家発電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講じることが重要である。</u></p> <p><u>⑥太陽光発電設備を整備する場合には、停電時においても自立運転でき、充電した電気を夜間にも使えるよう蓄電機能を備えておくことが望ましい。</u></p> <p><u>⑦風の強い地域では、風力発電の導入について検討することが望ましい。</u></p> <p>⑧（略）</p> <p>(1)（略）</p>	<p>＜避難所＞太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい。</p> <p>＜共通＞停電にも対応できる校内放送設</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>しつ、適切な位置に、堅固に取り付けることが重要である。</p> <p>(2)受信側で音量を任意に調節できるよう設計することが重要である。 (新設)</p> <p>(3)屋外に設置する拡声器については、その音響が周辺へ支障を及ぼすことのないよう位置及び向きに十分留意して設計することが重要である。</p> <p>4 情報系設備</p> <p>(1)校内電話、インターフォン、ファクシミリ、校内LAN、テレビ会議等の設備は、利用目的に応じ、必要とする回線網を適切に確保できるようあらかじめシステムを検討し、導入することが重要である。</p> <p>(2)管理関係室から離れている室等には、必要に応じ、校内電話等の通信設備を設けることが望ましい。</p> <p>(3)コンピュータ、視聴覚教育メディア等のネットワークを構築する場合には、ネットワークに組み込まれる各室・空間に、情報用のアウトレットやコンセントを適切に配置することが重要である。</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>(3)非常時に生徒等の速やかな避難行動を促すことができるよう、停電時にも対応できる校内放送設備を整備することが重要である。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>備を整備することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>(4)室内，廊下等を含めた校内のあらゆる場所で，急速に変化する様々なメディアに対応できるよう，床仕上げ，配線等に柔軟性を持たせた設計とすることが重要である。</p> <p>(5)校内各所への情報端末や各教室へのプロジェクタの設置等についても，将来の対応を含めて十分に検討することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p><u>(6)災害情報を入手するため，防災行政無線の受信装置を備えておくことが重要である。</u></p> <p><u>(7)非常時においては，安否確認や救援要請など，外部との連絡が必要となることから，行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を整備しておくことが有効である。なお，津波等の災害により孤立する可能性がある場合には，救助を求めるための情報通信機能を緊急避難場所に持ち出して使えるようにしておくことが重要である。</u></p> <p><u>(8)避難所となる場合には，災害時に避難所利用者が電話や電子メール等で安否確認等を行うことができるよう，特設公衆電話※等の避難所の情報通信環境を整備することが重要である。</u></p> <p>※特設公衆電話・・・災害時の避難所での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため，無料で利用できる公衆電話</p>	<p>&lt;共通&gt;災害に関する初期情報を的確に入手し，迅速な避難行動につなげるため，防災行政無線の設備を備えておくことが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;非常時においても行政機関等との相互通信が可能な防災行政無線設備等を備えておくことが有効。</p> <p>&lt;津波&gt;救助までの間を緊急避難場所ですぐすため，情報通信機器を容易に持ち出して使えるようにしておくことが重要。</p> <p>&lt;避難所&gt;避難者が安否確認や情報収集を行うことができるよう，特設公衆電話等の情報通信環境の整備が重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>第5 給排水設備</p> <p>1 給水設備</p> <p>(1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を生徒数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。<u>その際，必要に応じ，学校開放時の利用や緊急時の避難施設としての利用を勘案して計画することが重要である。</u></p> <p>(2)飲料水用の給水設備については，水質管理等衛生管理に十分配慮することが重要である。なお，水槽の設置については，衛生管理を行いやすいよう位置を適切に選定し，周囲に管理作業上必要な動作空間を確保することが重要である。</p> <p>(3)水栓の個数，配置及び配管の経路は，利用状況に応じ，支障なくかつ効率的に水の供給を行うことができるよう適切に設計することが重要である。</p> <p>(4)屋外における教育活動の実施を考慮し，必要に応じ，普通教室，特別教室前のテラス等への水栓の設置について計画することも有効である。</p> <p>(5)飲料用の浄化装置等を備えた水道についても，必要に応じ設置を検討することが望ましい。</p> <p>(6)散水設備を設置する場合には，必要な散水能力を合理的に設定し，利用しやすく，生徒等の運動や</p>	<p>(1)受水槽，高架水槽等は，学習，生活等において利用する水の量を生徒数，教職員数等に応じ適切に算定し，同時使用率を考慮して適切な容量を設定し，適切な位置に設置することが重要である。<u>また，災害時の利用も考慮して整備することも有効である。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>&lt;避難所&gt;災害時には断水となる可能性が高いことから，耐震性貯水槽，プールの水の浄水装置などにより飲料水を確保することが重要。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>学習・生活活動に支障を生じないよう適切に位置を選定し，設計することが重要である。</p> <p>(7)必要に応じ，雨水を中水として利用し，水資源を無駄なく有効に活用することも望ましい。</p> <p>2 排水設備</p> <p>(1)当該地域における公共下水道施設の整備状況等を十分把握し，排出される汚水，雑排水等を適切に処理することのできる排水方式を計画し，設計することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>(2)浄化槽等を設ける場合には，生徒数及び教職員数，地域からの利用者数等に応じた適切な処理能力をもつよう設計することが重要である。</p> <p>(3)浄化槽，配管経路等は，雨水が流入し，又は汚水が流出することのないよう適切な構造とすることが重要である。</p> <p>(4)浄化槽等の設置は，清掃車が駐車することのできる部分との連絡がよい位置を選定し，周辺に管理作業上必要な空間を確保することが重要である。</p> <p>(5)理科教室等においては，簡易廃液処理装置等の</p>	<p>(7)<u>消防用水や生活用水として，雨水貯留槽の水を利用する計画とすることは，災害時にも有効である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)<u>下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから，汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6)（略）</p>	<p>&lt;避難所&gt;災害による断水時のトイレの洗浄機能を確保するため，プールや雨水貯留槽の水を利用することは有効。</p> <p>&lt;避難所&gt;下水処理施設の被災や下水管の破損によりトイレが使用できなくなることもあることから，汚水貯留槽の学校敷地内への設置などの対策を検討しておくことが望ましい。</p>

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>設備を設置することが重要である。</p> <p>(6)調理室においては、バスケットを備えたグリーストラップ等の設備を設置することが重要である。</p> <p>第6 空気調和設備</p> <p>3 冷暖房設備</p> <p>(1)地域の気象条件，騒音等の周辺環境，地域への開放を含めた各室・空間の利用内容等に応じ，冷暖房設備を計画することが重要である。</p> <p>(2)当該各室・空間の壁，開口部などの断熱化，室形状，天井高，自然の通風条件等と併せ総合的に計画することが重要である。</p> <p>(3)設置する各室・空間の容量，形状，利用人数，学習内容等に応じ，冷暖房の負荷を適切に設定し，方式，規格，数等を計画し，設計することが重要である。この際，室・空間を分割し，効率的かつ効果的な計画とすることも有効である。</p> <p>(4)設置位置は，当該各室・空間の形状，机などの配列等に応じ，適切に決定することが重要である。</p> <p>(5)冷暖房の運転及び調節の方法，機器の安全性を十分検討し，適切に仕様を設計することが重要である。</p> <p>(6)屋内運動場を体育活動や儀式的行事，文化的行事，各種集会，学習・研究成果の発表等に利用することを考慮し，地域の寒冷度，利用状況等を十分検</p>	<p>(7) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	

高等学校施設整備指針（現行）	高等学校施設整備指針（改正案）	備 考
<p>討し、冷暖房設備の設置を計画することが望ましい。</p> <p>(7)保健室は、地域の寒冷度等に応じ、冷暖房設備の設置を計画することが重要である。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第9章 防犯計画 第3 建物の防犯対策 3 避難経路</p> <p>(1)非常時に生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。</p> <p>(2)通常の施設管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。</p>	<p>(7)（略）</p> <p><u>(8)災害時の利用も踏まえ、再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備の設置を計画することも有効である。</u></p> <p><u>(9) 避難所開設時には、冷暖房設備を設置した室を、高齢者、障害者、妊産婦等の要配慮者の専用スペースとすることも有効である。</u></p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2)避難経路に設ける出入口は、通常の施設管理を確実にを行うとともに、火災や地震等の非常時には、夜間や休日であっても通行可能となる計画とすることが重要である。</u></p>	<p>&lt;避難所&gt;再生可能エネルギーを活用した冷暖房設備を整備することも有効。</p> <p>&lt;避難所&gt;高齢者、障害者、妊産婦のために、個別の温度調整などきめ細やかな対応ができるように配慮することが望ましい。</p> <p>&lt;共通&gt;パニックオープン等の仕組みの導入等により、学校に教職員がいない時間帯に災害が発生した場合にも、緊急避難場所又は避難所となる屋内運動場や校舎等の屋上等に、速やかな避難ができることが重要。</p>